

農 整 第 6 2 0 号
令和 5 年 3 月 17 日

(一社)富山県建設業協会長 殿

富山県農林水産部長

「快適な仮設トイレの設置工事の試行について」の一部改正(通知)

快適な仮設トイレの設置工事の試行について、下記のとおり一部改正したので参考を送付します。

記

1 改正内容

(1) 洋式トイレとの差額上限額の改正

差額上限を 2,000 円/(基・月)とする。

2 適用年月日

令和 5 年 4 月 1 日以降の決裁に係る工事から適用する。

3 添付資料

富山県農林水産部「快適な仮設トイレの設置工事」試行要領

(事務担当：農村整備課技術管理係 TEL076-444-3299 (直通))